

# 八女市初回産科受診料支援事業

八女市では、低所得世帯に属する方が、妊娠判定検査のため医療機関を受診した費用(初回産科受診料)の一部を助成します。

## 対象者

以下の要件すべてに該当する方、また同意できる方

○申請日及び受診日時点の住所が八女市にある方

○市町村民税非課税世帯またはこれと同等の所得水準であると認められる方

※所得判定のため、世帯の課税状況について確認すること、また受診医療機関と八女市が、必要に応じて、支援に必要な情報(社会的環境や身体的状況等に関して必要な範囲内で)共有することを要件とします。

初回の産科受診料の負担に悩む方などご相談ください。

## 助成対象費用

妊娠検査判定に要する**保険外診療**の診察費用

(問診、診察、尿検査、超音波検査(医療機関の判断により実施))



## 助成額

1回の受診につき上限10,000円。ただし、妊娠判定検査に要する**保険外診療**の診察費用と上限額を比較して、**低い金額**が助成額となります。

## 申請方法

下記のいずれかの方法で申請ください。

### ▶受診前申請 <受診前に助成券を受け取る場合>

妊娠判定のため医療機関を受診する前に、八女市へ申請が必要です。

申請窓口にて本人確認書類(受診後申請と同じ)を持参してください。

⇒申請後、助成券を交付します。助成券を委託医療機関へ持参し、妊娠判定検査を受診してください。上限額を超える場合は、差額分を医療機関へお支払いください。(なお、保険診療分は自己負担となります。)

(委託医療機関：池田レディースクリニック、藤本産婦人科小児科)

### ▶受診後申請 <受診後に、支払った費用を償還払いで受け取る場合>

申請窓口にて下記のものを持参してください。

- ◆ 妊娠判定検査で受診した医療機関の領収書及び診療明細書
- ◆ 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、その他顔写真付きの物がない場合は、健康保険証、通帳等2点)
- ◆ 本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)

申請期限：妊娠判定検査を受けた日の属する年度内

⇒申請審査後、交付決定通知書を送付します。その後、指定口座へお振込みします。

※1月1日時点で八女市以外に住民票登録があった方は、世帯全員の課税状況が確認できる証明書が必要ですので、下記窓口までお問合せください。

<申請窓口・問い合わせ先>

八女市こども家庭センター

電話 0943-24-8282